

## 補助金調書

補助金名	交通遺児等援護事業補助金				担当課 (連絡先)	保健福祉局総務企画部総務課 (TEL 092-711-4493)	
交付先	団体	交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		随時			
(公募の場合) 応募要件	交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体						
(非公募の場合) 非公募の理由	/						
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	51	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 交通遺児及びその家族の救済，福利厚生への援助を図ること。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>(1) 交通事故防止のための諸施設および制度の改善，整備，促進などについての諸活動</p> <p>(2) 交通安全の推進</p> <p>(3) 交通遺児の保護及び救済に関する諸制度の確立，整備，促進などについての諸活動</p> <p>(4) 交通遺児保健のために必要な指導</p>						
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回		
終期を延長する理由	交通遺児及びその家族への支援事業に対し，第10次福岡市交通安全計画(計画期間H28～R2年度)に基づき，本市として支援を継続する必要があるため。						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費，補助金額の算定方法・考え方】 補助対象事業を実施するにあたり，必要な経費のうち，予算の範囲内において，かつ補助対象経費に対し，1/20の補助率により算出された額					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準，審査基準	【間接補助の理由，再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	450 千円	450 千円	450 千円	450 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	交通遺児への支援，遺家族への支援，募金活動，交通安全の啓発運動						
補助金交付 による効果	団体の円滑な事業実施を支援することにより，交通遺児の福祉向上，交通安全の啓発等に寄与している。						

※1:金額総額であり，複数の団体等に交付している場合，個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお，当該年度は当初予算額を記載しております。また，前年度決算額について，補助額の確定が未了のものは，交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。